

第3子パスポート事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多子世帯の経済的負担の軽減に加えて、企業や店舗と協働して実施することを通じて、多子世帯を社会全体で応援する機運を醸成し、第3子以降の子どもを持つ家庭が社会から歓迎され、支えられていると実感することで、3人以上の子どもを生み育てやすい環境づくりを推進することを目的として、第3子パスポート事業（以下「本事業」という。）を実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 利用対象者

香川県内に住所を有する者で、一世帯につき児童（18歳に達する年度の3月31日を迎えるまでの子どもをいう。以下同じ。）の親族最大2人までとし、次の①から③の要件のいずれかを満たす者（以下「代表者」という。）とする。

- ① 住民票上の同一世帯に3人以上の児童がいる者
- ② 「住民票上同一世帯ではないが扶養している児童」を含めて3人以上の児童を扶養する者
- ③ 妊娠中の子どもを含めて、3人以上の児童がいる者

ただし、児童の親族最大2人までのうち2人目については、①から③の要件のいずれかを満たさない者であっても、児童の2親等以内の直系血族であって、さんさんパスポートが発行されることについて代表者の同意がある場合は、利用対象者としてすることができる。

(2) 協賛店

対象世帯の経済的負担を軽減する取組を設け、事前の申請により県が認め、登録した事業者等。ただし、遊興飲食させる店舗や風俗店、射幸心を煽る娯楽業に係る施設、宗教活動や政治活動を主たる目的とする施設、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等が運営する施設は除く。

(3) サービス・特典

多子世帯の子育ての経済的負担の軽減に加えて、第3子以降の子どもを持つ家庭が社会から歓迎され、支えられていると実感できるようなものとし、本事業に賛同する協賛店自らが定めるもの

(4) さんさんパスポート

3人以上の児童を持つ者に対する特別のサービスの対象者であることを示すものであり、対象となる者が「かがわ子育て応援サイトcolorful+」に情報を入力することにより取得するもの。18歳未満の子どもが2人以下になって最初に迎える3月31日を有効期限として発行される。

(5) 協賛店証

本事業の協賛店である旨を証明するもので、県が協賛店に対し発行する。

(6) シンボルマーク

県が本事業を県民に広く周知するために作成するもので、協賛店は、別に定める手続により、そのデザインを使用することができる。

(7) 協賛店ステッカー

協賛店が本事業に参加している旨を掲示するためのもので、県がシンボルマークを使い作成するものとする。

(事業内容)

第3条 本事業は、利用対象者がさんさんパスポートを協賛店に提示することにより、各協賛店のサービス・特典を受けることができる仕組みを作るとともに、サービス内容等について、県がインターネット等を通じて広く情報発信し、活用促進を図ることにより、3人以上の子どもを生み育てやすい環境づくりを推進するものである。

(取得手続等)

第4条 さんさんパスポートの取得を希望する者は、別に定める「さんさんパスポート利用規約」(以下「利用規約」という。)に同意の上、「かがわ子育て応援サイトcolorful+」に必要な情報を入力することにより、さんさんパスポートを取得するものとする。

2 利用対象者は、前項に定める手続を行った時点で、利用規約に定める県との権利義務関係に同意したものとみなす。

3 前2項に定めるもののほか、さんさんパスポートの取得の方法については、利用規約に定める。

(さんさんパスポートの利用等)

第5条 利用対象者は、協賛店においてサービス・特典を利用しようとするときは、「かがわ子育て応援サイト Colorful+」に掲載している協賛店の利用条件を確認の上、さんさんパスポートを提示し、条件に沿った方法で利用するものとする。

2 さんさんパスポートは、利用対象者以外に貸与又は譲渡してはならない。

3 利用対象者は、入力内容に変更が生じた場合は、再度、前条に規定する取得手続により、さんさんパスポートを取得するものとする。

4 さんさんパスポートは、次の場合は利用できない。

(1) 有効期限が切れたもの

(2) 破損など何らかの理由で対象者であることが確認できないもの

(3) 入力内容が虚偽であることが判明した場合

(4) 第2条第1号に規定する利用対象者の要件に該当しなくなった場合

(協賛店申請の手続等)

第6条 本事業に協賛しようとする事業者等は、「新規申込書(みんなトクだね応援団・さんさんパスポート・かがわこどもの駅)」(第1号様式)又は「香川県電子申請・届出システム」により、申請するものとする。

2 県は、前項の規定による申請を受けたときは、審査の結果、第2条第2号但書に規定する除外規定に該当する場合及びサービス・特典の内容が本事業の趣旨にそぐわないと認める場合を除き、協賛を認め、協賛店に協賛店証と協賛店ステッカーを交付する。

3 協賛店は、さんさんパスポートの提示を受けた場合、前条第4項に該当する場合を除き、そのサービス・特典を提供しなければならない。

4 協賛店は、協賛店ステッカーの取扱い及びサービス・特典の内容の周知に関し、次の各号について留意しなければならない。

(1) 協賛店ステッカーは、利用者が見やすい場所・位置に掲示すること。

(2) 利用者に分かりやすいよう、サービス・特典の内容を任意の方法により、店舗内等に掲示するよう努めること。

(3) サービス・特典の内容を変更したときは、速やかに店舗内等の掲示内容を変更すること。

(4) 協賛を中止したときは、中止の日以後、シンボルマークや協賛店ステッカーを使用・掲示しないこと。

5 協賛店と利用対象者の間における本事業に関しての紛争に対し、協賛店は、誠意をもって対処しなければならない。また、県は、この紛争に対し、何らの責務も負わない。

(協賛店の登録内容の変更等)

第7条 協賛店が、登録内容を変更しようとするときは、「変更届出書（みんなトクだね応援団・さんさんパスポート・かがわこどもの駅）」（第2号様式）、「香川県電子申請・届出システム」又は「かがわ子育て応援サイトcolorful+」入力フォームにより、概ね1か月前までに、県へ届け出なければならない。

2 県は、前項の規定による届出を受けたサービス・特典の内容が本事業の趣旨にそぐわないと判断したときは、協賛店と協議の上、その変更を求めることができる。

3 県は、協賛店が前項の規定によるサービス・特典の内容の変更に応じないとき、又は無断でサービス・特典の内容を変更したときは、協賛を取り消すことができる。

(協賛店の中止の手続等)

第8条 協賛店は、協賛を中止しようとするときは、「中止届出書（みんなトクだね応援団・さんさんパスポート・かがわこどもの駅）」（第3号様式）又は「香川県電子申請・届出システム」により、概ね1か月前までに、県へ届け出なければならない。

(事業の管理)

第9条 県は、本事業が円滑に進むように努めるとともに、次の権限を有し、管理できるものとする。

(1) 本事業全般の運営、その見直し及び本要綱の改訂

(2) 法令違反などにより、本事業の協賛店として不適当と判断した場合、協賛を中止すること。

2 県は、協賛店についての名称、所在地及びサービス・特典の内容等を取りまとめ、「かがわ子育て応援サイトcolorful+」ホームページ等により広く県民に周知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、当事業の実施に必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月6日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年10月19日から施行する。

2 令和3年10月18日までに発行された改正前の第3子パスポート事業実施要綱第2条第5号に規定するさんさんパスポート（紙パスポート）は、同条第1号に規定する交付対象者の要件に該当しなくなった場合又は登録内容に変更が生じた場合を除き、その有効期限まで使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年1月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月2日から施行する。